

熊本県議会災害等対策協議会規程

平成 3 年	5 月 1 3 日	議会運営委員会決定
平成 7 年	6 月 8 日	議会運営委員会確認
平成 1 1 年	6 月 9 日	議会運営委員会確認
平成 1 5 年	6 月 1 7 日	議会運営委員会確認
平成 1 9 年	6 月 7 日	議会運営委員会改正
平成 2 2 年	6 月 2 5 日	改正
平成 2 5 年	4 月 1 日	改正
平成 3 0 年	6 月 7 日	議会運営委員会改正
令和 2 年	6 月 5 日	議会運営委員会改正

(設置)

第1条 熊本県議会会議規則第122条第1項の規定に基づき、熊本県議会に熊本県議会災害等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、風水害、地震災害、火山災害及び火災等諸般の災害並びに感染症の発生に際し、応急復旧対策の協議、被災地の現地調査、関係機関への要望活動及びその他の対策等に関し協議又は調整を行う。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ議会運営委員会委員長及び副委員長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会の事務を統理する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を行う。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が議長に諮って、これを招集する。

- 2 委員に事故があるときは、議会運営委員会委員をもって充てる委員にあつては当該議員の所属する会派から指名する者を、常任委員長をもって充てる委員にあつては当該常任副委員長を、それぞれ代理者として出席させることができる。
- 3 会長は、会議の議事を整理する。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議会が定める。